平成２５年（フ）第３３１９号
大阪府門真市大字三ツ島2130番地　フレグランスさつき101号
債務者　松本　弘樹
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３８２号
大阪府吹田市川園町61番１―207号
債務者　乾　　衞
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３８３号
大阪府吹田市川園町61番１―207号
債務者　乾　　明美
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４４０号
大阪市生野区中川西２丁目１番20号
債務者　大原達知こと　姜　　達知
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４４１号
大阪市生野区中川西２丁目１番20号
債務者　大原末子こと　呉　　末子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４４８号
大阪府寝屋川市昭栄町１番３号
債務者　藤山　信一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５１２号
大阪府守口市八雲西町３丁目２番８号
債務者　石田運送こと　石田芙美雄
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５３７号
大阪府大東市御供田４丁目４番11号　ロイヤルメゾン千國601号
債務者　峯田　孝夫
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５６３号
大阪市大正区鶴町４丁目11番３―508号
債務者　冨永　　強
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５８４号
大阪府箕面市如意谷４丁目１番12号　301号
債務者　杣琴あけみ
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５９６号
大阪府吹田市竹谷町４番２号、前住所大阪府吹田市千里山東４丁目43番11―502号
債務者　高松　千春
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７１３号
大阪府守口市南寺方東通３丁目２番14号
債務者　林清市こと　林　　清一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７６２号
大阪府枚方市春日元町１丁目２番22号
債務者　小篠　宏次
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８３３号
大阪市旭区高殿６丁目１番28号
債務者　北村勝一郎
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８５１号
大阪市鶴見区今津南２丁目５番36号　マンションエムズ10Ｃ
債務者　山中　勝城
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８５３号
大阪府高槻市津之江町２丁目10番１号
債務者　林　　光子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９１２号
大阪府交野市星田７丁目８番７号、住民票上の住所大阪府交野市梅が枝40番210号
債務者　寺田かのみ
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９２５号
大阪市住之江区南港中２丁目８番32―611号
債務者　黒木　　忍
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９４６号
大阪府茨木市丑寅１丁目５番15号　辻子マンション102号
債務者　竹本　勝英
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部